

作業別安全就業基準Ⅱ（作業名 塗装）

その1

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤および粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。</p> <p>2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</p> <p>3 服装・履物は、作業に適したもの着用すること。</p> <p>(1) 作業服 袖口は、締まったものを。 上着のそそは、いつもズボンの内に入れること。 上着は、突起物や大きなボタン等のないものとすること。 ズボンの裾は、いつも絞っておくこと</p> <p>(2) 作業靴 靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋またはこれに準ずる履物を使用すること。</p> <p>(3) 保護帽 保護帽は、正しく着用すること。</p> <p>4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</p> <p>5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</p> <p>6 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</p> <p>7 工具類や機械は、正確、安全に取り扱い、作業すること。</p> <p>8 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。 なお、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。</p> <p>9 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。</p> <p>10 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに洗眼すること。</p> <p>11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちに拭き取ること。</p> <p>12 作業後は、床面の清掃、後片づけを行うこと。</p> <p>13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</p>	作業服 保護帽 地下足袋 保護マスク 手袋
塗り込み作業	<p>1 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業をすること。</p> <p>2 各種製品の塗り込み順序に従って、作業をすること。</p> <p>3 各種塗料を塗布するときは、送風に配慮し、作業すること。</p> <p>4 必要に応じて換気すること。</p> <p>5 塗り込み作業中は、火気に注意すること。</p>	作業服 保護帽 地下足袋 保護マスク 手袋
表面処理・剥離作業	<p>1 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前かけ、長靴を着用すること。</p> <p>2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。</p> <p>3 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡を着用すること。</p>	作業服 保護帽 地下足袋 保護眼鏡 保護マスク 手袋

作業別安全就業基準Ⅱ（作業名　塗装）

その2

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
脚立等使用作業	<p>1 作業床が固定されているか確認すること。</p> <p>2 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</p> <p>3 安全帯及びヘルメットを着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>4 作業に適する服装をすること。</p> <p>5 作業中は、必要以外は話をしないこと。</p> <p>6 工具類を落とさないよう注意すること。</p> <p>7 作業をしている下では、作業を行わないこと。</p> <p>8 高さ1.5m以上の箇所で墜落のおそれのある所は手すり、柵、囲いなどを設け、注意喚起すること。</p> <p>9 足場板は、きず、虫食い、死節、ひび割れ、腐食等がない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。</p> <p>10 丸太は、木皮を取り除いてあり、径が十分あるものを使用すること。</p> <p>11 脚立等の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実に掛け、足場板を掛ける場合は3点支持にすること。 (4) 脚立等の脚と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。 (5) 飛び降りないこと。 (6) 脚立等上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 <p>12 梯子使用作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押させてもらうこと。 (3) 平面に対して75度以下に掛けることを原則とする。 (4) 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 (5) 飛び降りないこと。 <p>13 安全帯の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1.5m以下の作業であって作業床が設けられないときに使用すること。 (2) 安全帯の支持点は、頭上になるよう設けること。 (3) 作業床が、幅40cm以下の場所では使用すること。 (4) 作業床があっても、手すりがない場所では使用すること。 (5) 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。 (6) 安全帯は、いつもキチンと締めること。 	安全帯 作業服 ヘルメット 地下足袋 手袋
コンプレッサーの使用	必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。	